

かつらぎ町からのお知らせ

かつらぎ町住民税非課税世帯等に 対する臨時特別給付金のご案内

支給対象となる世帯 (①②③のいずれかにあてはまる世帯)

① 令和3年度住民税非課税世帯 (申請期限:令和4年9月30日(金))

**対象
世帯**

令和3年12月10日時点でかつらぎ町に住民登録があり、
世帯全員の令和3年度「住民税均等割が非課税」の世帯

すでに確認書を送付しています。

手続き（返信）がお済みでない方は、かつらぎ町役場新型コロナウイルス
感染症対策総合窓口までお問合せください。

裏面の①もご覧ください。

② 令和4年度住民税非課税世帯 (申請期限:令和4年12月28日(水))

**対象
世帯**

令和4年6月1日時点でかつらぎ町に住民登録があり、
世帯全員の令和4年度「住民税均等割が非課税」の世帯
ただし、既に本給付金の支給を受けた世帯（令和3年度分の住民税均等割が
非課税である世帯に対する給付。）と同一の世帯及び当該世帯の世帯主で
あった者を含む世帯は除きます。

確認書が届きます。（確認書発送予定時期：7月上旬頃予定）

一部申請が必要な場合があります。

裏面の②もご覧ください。

③ 家計急変世帯(新型コロナウイルス感染症による影響) (申請期限:令和4年12月28日(水))

**対象
世帯**

申請日時点でかつらぎ町に住民登録があり、令和4年1月以降
の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となつた世帯

申請が必要です。

令和3年中の収入情報を用いた家計急変世帯の申請はできませんので、令和4年
1月以降の収入により申請していただくことになります。

裏面の③もご覧ください。

※住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は除きます。

※①②③のいずれも重複して受給することはできません。

給付金の 支給額

1世帯あたり10万円 (支給は1回限り)

◎配偶者やその他親族からの暴力等(DV等)を理由とした避難中で、申請日の時点で
かつらぎ町内に居住しているものの、住民票はかつらぎ町外にある世帯の方について、
上記①②③のいずれかに該当する場合は、かつらぎ町役場新型コロナウイルス感染症
対策総合窓口までお問合せください。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があつた場合は、
お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



① 令和3年度住民税非課税世帯

- すでに確認書を送付しています。
- **手続き（返信）がお済みでない方**は、かつらぎ町役場新型コロナウイルス感染症対策総合窓口にご連絡ください。

確認書の破損や紛失された方など再発行が必要な場合や、返送期日が過ぎている方は、かつらぎ町役場新型コロナウイルス感染症対策総合窓口までお問い合わせ下さい。
※確認書が送付されていない世帯であっても、支給対象となる場合があります。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒にご提出ください。

② 令和4年度住民税非課税世帯

【世帯全員が令和3年12月10日以前から令和4年6月1日までかつらぎ町に住民登録がある場合】

- **確認書が届きます**ので、内容を確認の上、同封の返信用封筒で**返信**してください。

(確認書発送予定時期：7月上旬頃予定)

【世帯の中に、令和4年1月2日以降にかつらぎ町に転入した方がいる場合】

- **申請が必要**です。申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒にご提出ください。

③ 家計急変世帯

(新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が**住民税非課税相当**^{注1}となった世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒にご提出ください。

注1…住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12か月）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

(参考) 非課税相当額（給与収入の場合）

扶養親族等の人数	非課税相当限度額 (収入額ベース)	扶養親族等の人数	非課税相当限度額 (収入額ベース)
単身又は扶養親族がない場合	93.0万円以下	3人（例：配偶者+子2人）	209.7万円以下
1人（例：配偶者のみ扶養）	137.8万円以下	4人（例：配偶者+子3人）	249.7万円以下
2人（例：配偶者+子1人）	168.0万円以下	障がい者、寡婦、ひとり親、未成年者の場合	2,043,999円以下

※収入額から控除額を引いた所得額での判定で、支給対象となる場合もあります。

詳細は、町ホームページ等でご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響でない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

申請書の入手方法

「町ホームページからダウンロード」または「役場新型コロナウイルス感染症対策総合窓口」にお申出ください。

お問合せ先

申請手続き等に関するお問合せ

かつらぎ町役場
新型コロナウイルス感染症
対策総合窓口

0736-22-0300

受付時間 9:00~17:00 (土日祝を除く)

制度に関するお問合せ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金センター

0120-526-145 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~20:00 (土日祝を除く)